

## 8 - 2 . 保 護 帽 (ヘルメット)

### 【呼笛(ホイッスル)の携帯】(戸本建安第 82 - 01 号 戸東安第 82 - 05 号)

作業所長を始め、社員、職長は**ホルダー付きホイッスルを保護帽につけて使用すること。**

### 【社員、来客用保護帽】(戸東安第 85 - 54・55 号)

スライダー(眼を保護する透明カバー)を内蔵した保護帽とする。

職員自らスライダーを使用し、眼に異物が入る災害をなくする。

協力会社、作業員に保護メガネの必要性を指導、教育する。

### 【職長用保護帽】(戸東安第 79 - 14 号 第 85 - 55 号)

スライダー(眼を保護する透明カバー)を内蔵した保護帽とする。

職長自らスライダーを使用し、眼に異物が入る災害をなくする。

職長は、作業員に保護メガネに関する指導、教育を行う。

【工事原価から費用負担する場合】工作所に注文する。(ホルダー付ホイッスル共)

【災害防止協議会等で費用負担する場合】ミドリ安全に**ヘルメット納入依頼書(資料-1)**にて注文する。(ホルダー付ホイッスル共)

**管理方法：不法投棄等がないように台帳にて管理する。**

保護帽内側に**通し番号(連番表示)記載の検定シール(資料-2)**が貼ってある。

現場毎に**台帳(資料-3)**で管理すること。

使用済み保護帽は、必ず工作所に返却し処分すること。

保護帽の後部枠内に『職種』、『苗字』をテプラ等で打ったシールを貼ること。

保護帽正面の戸田マークの上に『苗字』をテプラ等で打ったシールを貼ること。

**職長用保護帽には、『自分の身は自分で守ります』ステッカーは貼らない。**

**職長用保護帽には、他資格等のステッカーは貼らないものとする。**

**職員、職長は、ホルダー付きホイッスルを必ず着装**すること。(戸東安第 82 - 05 号)

新保護帽用のホルダー付きホイッスルは、工作所に在庫しています。

### 【資料-1】



資料-1 連番表示(個々の番号 例 000008)

【ヘルメットに表示するステッカー】(戸東安第83-31号 第83-35号)

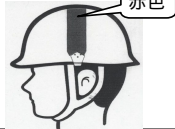

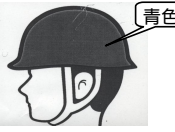

〔基本〕ヘルメットの表示するステッカー等は「以下の8つを基本」とします

「苗字」をひらがなでテプラシールに明示し、ヘルメットの前後に貼る (職員・職長・作業員)

「新規入場者教育ステッカー」を左側後方に貼る (職長・作業員)

「人がつくる 人でつくる」を左側後方に貼る (職員)

「ホイッスル」を右側に装着する

<p>新規入場者は1週間、「赤色のヘルバンド」、或いは「赤いステッカー」をヘルメット頂部に付けて作業する</p> <p style="text-align: right;">職長・作業員</p>	 <p>赤色</p>
<p>直近の会社に入社して1年未満の作業員は「自分の身は自分で守ります」の黄色のステッカーを左側に貼る</p> <p>職長・作業員 「白地ステッカー」は建築部工事は廃止、土木部工事は継続</p>	 <p>黄色</p>
<p>職長は青色のヘルメットを着用する</p> <p>東京職長会会員は東京職長会ヘルメットを着用する</p>	 <p>青色</p>
<p>玉掛け(玉外し)者は「緑十字ステッカー」をヘルメット頂部に貼る</p> <p style="text-align: right;">職長・作業員(有資格者)</p>	 <p>緑十字シ-</p>

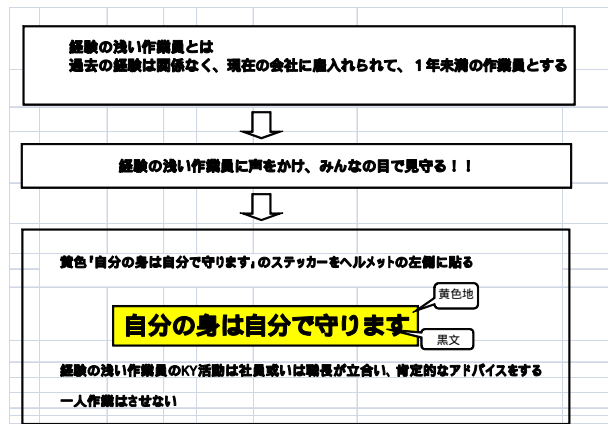
〔その他〕

- ・作業所の特性で基本以外のヘルメットステッカー等が必要な場合は作業所に対応すること

経験の浅い作業員の災害防止について (戸東安第88-46号)

経験の浅い作業員がケガをする比率が高いことから、『自分の身は自分で守ります』のステッカーを貼った作業員に、まわりのみんなが、「厳しさと思いやり」の気持ちを持って声をかけ、又声をかけられた作業員も「ありがとうの気持ち」で答える。

この活動は、作業所の全員で経験の浅い作業員をケガさせない風土を醸成することを目的としています。



【保護帽の耐用年数】(戸東安第 79-27 号)

材質	廃棄・交換規準
ABS、PC、PE製(熱可塑性樹脂)	異常が認められなくても3年以内
FRP製(熱硬化性樹脂)	異常が認められなくても5年以内
着装体	異常が認められなくても1年以内

耐用年数に至らなくても、強い衝撃、塗料等の物質で汚染された場合には交換すること。

「行動災害の防止」に向けた活動について (戸東安第 9 2-0 3 号)

『自分の身は自分で守り、仲間の危険は声掛けで防止』

《 活動の手順 》

1. **ヘルメット左側に下記のシールを貼って**いただき、安全意識を持って行動していただくようお願いいたします。
2. 働く仲間同士で、不安全な行動を見かけたら、互いに声を掛け合い危険を防止しましょう。
3. 声を掛けられたら、「ありがとう」の返事もお忘れなく。

【雇用 1年未満、1年以上で下記のステッカーを使い分けてください】

給料をもらっている会社に入社して**1年未満の方(東京支店ルール 通達集 P45)**

**自分の身は自分で守ります**

上記以外の職員および職長・作業員

ステッカーは下記のように**左側面に貼ってください。**

**自分の身は自分で守り、  
仲間の危険は声掛けで防止**  
災害防止協力会



職員ヘルメットは左側にシールを貼ります。  
ヘルメットに取り付けるホイッスル等については  
右側に統一することとします。